

諮問(横総総第52号)にかかる御意見について

目次	提出意見内容	事務局回答
1 条例の趣旨及び用語の定義	<p>新条例の保護の対象にならなくなる、の意味を明記する必要はないのか？定義説明による「広義」と「狭義」の2種の区分が新たに生ずることになるが、この部分でも説明は必要となるか。</p>	<p>死者情報に関するご意見と推察します。死者情報について、広義という用語は正式な用語の定義ではなく、説明上使用させていただきました。法における定義としましては、死者情報を含んだ「個人に関する情報」が広く定義され、その中に死者を除いた「個人情報」が定義される形となりますので、条例にて改めて規定する必要はないものと考えます。</p> <p>なお、開示請求における第三者の「個人に関する情報」は不開示であるため、保護という面では、第三者の死者情報が開示されることはありません。</p> <p>なお、開示権という面では、死者の情報は遺族本人の個人情報として開示に対応することが可能とされており、法の範疇で対応が可能とされています。近年死者情報の開示請求事例は見られませんが、遺族本人の個人情報とできないケースがどのように存在するかについては引き続き研究を行ってまいります。(ただし施行条例による対応は不可とされています。)</p>
	<p>消防局長は従来は「市の機関」ではなかったのか。消防局長が市長と区別されるのは、国の制度に倣うためか。小規模自治体では、首長が消防局長を兼ねているが。</p>	<p>消防長の所管の事務について、現行条例上は、実施機関としては市長部局として、市長扱いとなっています。本件は条例に規定するものではありませんが、今般の法改正において、国のガイドラインにより、指揮権を持つ消防長は独立して市の機関と扱う旨解釈が示されたため、本市は消防長を置くことから、その旨を解説したものです。法施行後は、消防局の保有個人情報は消防長あてに開示請求することとなります。</p> <p>※本市は消防局長を置いています。消防長でもあるため、消防長と改めました。</p>

諮問(横総総第52号)にかかる御意見について

目次	提出意見内容	事務局回答
2 個人 情報 取扱 事務 の 登録	<p>法定の1000人以上のファイル規模以下の登録ファイルは、「規則」によるとあるが、それより本人数が少ない登録個票も規則によるとの説明があるが、法施行条例の規則への委任範囲はどの程度に及ぶのか。</p>	<p>1,000人以上の本人数の個人情報ファイルは法の規定により「個人情報ファイル簿(単票)」の作成が義務付けられます。一方、これに満たないファイルに関しては、条例に取り扱いを定める必要があります。</p> <p>本市の案においては、まず人数にかかわらず事務単位で「個人情報取扱事務登録簿」(事務単位の見出し部)を登録させ、その個票として、個人情報の本人数が1,000人を超えるのであれば法定の「個人情報ファイル簿(単票)」、1,000人に満たないのであれば、記載事項や様式を本市規則に定める「(仮称)個人情報取扱事務登録個票」を作成し、管理することをイメージしています。そのため、条例条文中各号に規定される記載事項は、「個人情報取扱事務登録簿」(事務単位の見出し部)に記載すべき事項を列挙しており、規則に委任するものは、1,000人に満たない本人数の「(仮称)個人情報取扱事務登録個票」の記載事項及び様式を想定しています。</p> <p>法の条文では、「個人情報ファイル簿」とされていますが、事務対応ガイド中においては「個人情報ファイル簿(単票)」として様式が示されており、国が義務付けるものは見出し部はイメージしていないものと理解しています。</p>
	<p>1,000人に満たない本人数の場合も法定(1,000人以上)の場合と同様に必要事項を記載した帳簿を備え付けることを評価したいが、果たして、書面ファイルでなければならないのか、情報セキュリティの観点から果たして帳簿が妥当なのか、疑問に思った。</p>	<p>個人情報取扱事務登録簿について、現行は紙の帳簿の公開のみとなっています。</p> <p>一方、1,000人以上の個人情報ファイル簿は、電子で公開することとされましたので、個人情報取扱事務登録簿に関しましても、今後は電子化及び電子による公開、また、庁内においても電子によって情報共有を行い、情報の所管の把握や活用に資することとしたいと考えますので、広く公開することゆえの項目の精査も必要なのではないか等、検討してまいります。</p> <p>いずれも帳簿中には個人情報ファイルそのものがつづられるのではなく、管理登録上の必要事項のみが記載された帳票をつづることとされ、具体的な個人情報は掲載されませんので、基本的にセキュリティ上の問題はないと考えます。(資料①)</p>

諮問(横総総第52号)にかかる御意見について

目次	提出意見内容	事務局回答
6 行政 機関 等 匿名 加工 情報 の 利用 に係 る 手 数 料	<p>新条例の肝であると思われるが、内容が未定かつ職員の意識も明確でない。企画推進部門の今後の活動次第と思われるが、判然としない。公私協力の推進であるのか、市独自のDB作成や戦略推進の基礎情報形成への意向なのか、動機づけが不明。法の施行条例ではあっても、受け皿的対応を明示すべきでは？その際、条例に前文を設けて、市の意向を示すことは意義があるかと考える。</p>	<p>本項につきましては、附則により政令市以外の義務は留保されているものの、いずれは全団体に規定が義務付けられる項目です。法施行当初は、中核市は当面の間、提案募集は任意という位置づけであるところ、本市は条例を改正しなければ募集できないとするのではなく、募集を開始する時期をコントロールできるよう、手数料については予め規定をし、準備しておくものです。</p> <p>提案募集の内容や手続き面については法に定められた手順を踏むこととなります。加工した情報を提供する仕組みであるため、法に規定された個人情報ファイル簿以外のデータベースを構築することは検討しておりません。手順の各段階における体制の検討が必要となりますが、現段階では複数の選択肢がある状況であり、今後も引き続き検討を進めたいと考えています。なお、来年度実施が義務付けられている政令市に対して検討状況を尋ねましたが、ほぼ本市同様に体制の検討を進めている状況とのことでした。</p> <p>また、本制度につきましては、提案を募集し、新産業の創出を促すという形態であるため、基本は事業者等が自由に活用方法を示してくるものとなり、そのことから、市としての動機を本項に関して示すことは検討しておりません。しかしながら、募集に先立ち、市の民官連携部門から声掛け等を行うことや、審査段階で市の新産業創出の考えとの調和をとるといったことは可能性としてはありうると考えます。</p>
	<p>純粋な手数料と実費額の負担との関係が不明確です(開示請求に掛る手数料についての規定との整合性も含む)。行政機関等匿名加工情報に掛る手数料を定める以上、その前提として、当該情報の利用・管理に関する体制(規則等)も整備すべき。</p>	<p>本手数料の料金設定は、国の標準額としています。(資料②)なお、標準額であるため、異なる料金を定めるには相当な合理的理由が求められるとされており、現状ですでに運用されている国の料金を変更するに足る理由は現在のところ本市においては見受けられないため、標準額とすることを考えています。また、ラスパイレス指数(横須賀市100.5)をもとに比較した場合にも、人件費ベースでの有意な差は見られないものと考えます。</p> <p>なお、開示手数料は、本人に対し本人の情報を開示する制度の趣旨から、営利目的となる可能性は限りなく低く、これに手数料を徴収することは適当ではないとの考えから無料(または国は低額の300円)としているところ、行政機関等匿名加工情報の活用は、新産業の創出が前提であり、営利のみが対象となるため、手数料の考え方が根本から異なるものと理解しています。</p> <p>法令に基づき提案募集及び提供までを行う制度となりますが、その細則として必要な部分を分析し、規則等を整えていくものと考えています。</p>

諮問(横総総第52号)にかかる御意見について

目次	提出意見内容	事務局回答
7 個人 情報 保護 運 営 審 議 会	<p>「説明」部分の(1)ウとエを併せて読むと、規則の制定・改廃について、第三者的・専門的な観点からの関与を求めてもよいかと考える。また、先の⑥匿名加工情報の利用に関し、審議会の意見を求める手続の設定は不要か。</p>	<p>ご意見のとおり、本項は専門的見地からご意見を伺う必要がある場合、規則の制定・改廃等についてのご意見を伺うことも想定した規定となっています。</p> <p>なお、国Q&Aによりますと、個人情報の活用や、行政機関匿名加工情報提案募集に係る基本的な判断部分は国の個人情報保護委員会が担当とされています。一方、上述の新産業創出に資するか否かという部分の審査については、専門的見地から有識者に意見を求めることが可能とされています。</p> <p>しかしながら、新産業の創出に資するか否かの判断は個人情報保護運営審議会の趣旨になじまないと考えられるため、担任事項の対象外と考えています。</p>
8 そ の 他 の 規 定	<p>事項8に関連して、今後の審議会の役割も「保護」の視点に立った「活用」がなされているのかなど、運用状況について管理監督する位置づけにシフトするのではないか。 ※事務局にて項目番号の入れ替えをさせていただきました。</p>	<p>ご意見のとおり、各種運用状況についてのご報告に対し、ご意見を賜るという形が増えていくことは考えられます。事前の個別審議は行えなくなりますが、活用面についても、運用状況の報告を行うことを検討してまいります。</p>
8 そ の 他 の 規 定	<p>個人情報の「保護」については、現在まで審議会を通じて事例やノウハウなどの蓄積が行われているため、新たな条例においても機能していくものと思われるが、今回の改正の最大のポイントである「活用」に対する対策は未知の領域となり、この点についていかに対処するかが課題となる。そのためには、あらかじめ条例に盛り込むというよりも、市内部で運用体制並びに運用規程について総務部が主幹となって他の関係部局とともに整備することが重要になってくると思う。 か。 ※事務局にて項目番号の入れ替えをさせていただきました。</p>	<p>活用を踏まえた保護運用体制について、ご指摘のとおり、条例に定められることはあまり多くありません。また、電子技術等が日進月歩の中、安全管理の運用面は機動性や柔軟性が求められることが考えられますので、条例に比べ硬直性の低い、規則や要綱等に規定することにより機動的な運用を図ってまいります。具体の運用体制については、当課が主体となり、部局横断的に検討してまいります。</p>